

議 事 日 程 （第 4 号）

平成29年 3 月22日（水曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報第 2 号 委員長報告
- 日程第 3 議第17号 市道の路線認定について
- 日程第 4 議第18号 市道の路線認定について
- 日程第 5 議第19号 市道の路線認定について
- 日程第 6 議第20号 市道の路線変更について
- 日程第 7 議第21号 市道の路線変更について
- 日程第 8 議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について
- 日程第13 議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議第30号 相互救済事業の委託について
- 日程第17 議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 日程第18 議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
- 日程第26 報第 3 号 委員長報告
- 日程第27 議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算
- 日程第28 議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第29 議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第31 議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

- 日程第32 議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
 日程第33 議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算
 日程第34 議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
 日程第35 議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算
 日程第36 議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算
 日程第37 議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算
 日程第38 議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
 日程第39 議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算
 日程第40 議第53号 財産の取得について
 日程第41 議第54号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第11号）
 日程第42 委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第43 閉会中の委員会継続調査申し出について

（追加日程1）

追加日程第1 発第1号 服部市長に対する特別決議について

出席議員（14名）

議長	中野憲太郎	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	5番	今井政嘉
6番	各務吉則	7番	宮川茂治
8番	中島博隆	9番	伊藤嚴悟
10番	一木良一	11番	吾郷孝枝
12番	中島新吾	13番	中島達也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	大屋哲治	監査委員	杉山好巳
会計管理者	成美敏彦	総務部長	星屋昌弘
経営管理部長	桂川国男	市民部長	二村尚彦
福祉部長	松村勝久	健康医療部長	岡崎和也
農林部長	長江寛	観光商工部長	今井藤夫
建設部長	齋藤和弘	上下水道部長	二村忠男
環境部長	今井雅彦	教育部長	青木克裕

消 防 長	大 前 眞 澄	金 事	山 務	病 局	院 長	加 藤 宗 広
萩 原 振 興	二 村 勝 浩	小 事	坂 務	振 所	興 長	林 利 春
下 事 呂 振 興	細 江 博 之	金 事	山 務	振 所	興 長	加 藤 和 男
馬 事 瀨 振 興	中 川 好 美					

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	二 村 勝 浩	書	記	見 廣 洋 始
書	記	青 木 秀 史		

◎開議の宣告

○議長（中野憲太郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中野憲太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 宮川茂治君、8番 中島博隆君を指名いたします。

最初に3月9日の一般質問で、10番 一木議員から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

3月9日の一般質問を行いましたときに、有害鳥獣丸ごと処理施設についての質問をいたしました。その中で、新施設が廃掃法に抵触しないという説明の中で、火床面積0.2平米以下であるという根拠を述べました。この火床面積0.2というのは、私の完全な言い間違いでありまして、実際は、正確には廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3及び施行令第5条の第1項、この中に、焼却施設の場合、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上、または火格子面積が2平米以上というふうになっております。0.2は2平米以上ということであります。訂正しておわびを申し上げたいと思います。

○議長（中野憲太郎君）

続きまして、3月9日の一般質問で、建設部長から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

建設部長。

○建設部長（齋藤和弘君）

今、議長が申されましたとおり、3月9日に開催されました本定例会において、10番議員 一木議員の一般質問で、橋梁長寿命化耐震化計画についての答弁の中で、市道にかかる15メートル

以上の橋梁161橋を対象に実施した調査と答弁をさせていただきましたが、正しくは161橋ではなくて141橋の誤りでしたので、訂正させていただきます。

◎報第2号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第2、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において、付託しました日程第3、議第17号 市道の路線認定について、日程第4、議第18号 市道の路線認定について、日程第5、議第19号 市道の路線認定について、日程第6、議第20号 市道の路線変更について、日程第7、議第21号 市道の路線変更について、日程第8、議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について、日程第9、議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第10、議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第11、議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第12、議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、日程第13、議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について、日程第14、議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、日程第15、議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について、日程第16、議第30号 相互救済事業の委託について、日程第17、議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、日程第18、議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、日程第21、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上23件を一括議題とします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 今井政良君。

○総務教育民生常任委員長（今井政良君）

総務教育民生常任委員会の委員長報告をいたします。

平成29年3月10日金曜日午前9時30分から、本庁第1会議室において委員会を開催いたしました。出席委員は全委員7名で、執行部からは市長、副市長、教育長、各担当部課長出席のもと開催いたしました。平成29年第1回下呂市議会定例会において総務教育民生常任委員会に付託されました議第22号から議第24号の3議案、議第27号議案、議第29号から議第36号の8議案、議第38号議案、議第39号議案について審査をいたしました。

審査結果を申し上げます。

議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について、議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について、議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について、議第30号 相互救済事業の委託について、議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上、当委員会に付託されました14議案についての審査の結果、14議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、委員会での審査につきまして、質問に対する答弁の議案について一部述べさせていただきます。

議第22号につきましては、平成30年度からシーシーエヌ株式会社に指定管理するものです。平成30年度から指定管理とすることについては、指定管理者であるNTTとシーシーエヌ株式会社の間で業務引き継ぎなどが必要なため、1年間の引き継ぎ期間を設けるため、前倒しで業者を決定し、30年度から指定管理するとの答弁でありました。

議第23号について、社会福祉法人下呂福祉会に指定するものであります。指定管理を2年間とする理由については、公の施設の見直しに向け、経営面、サービスの安定感を見きわめるため、期間を2年間とし、そこで判断するとの答弁でありました。

委員からは、本来、下呂市老人福祉施設は市が主体になってしっかりと管理すべきではないかとの意見も出ました。

議第24号について、社会福祉法人下呂社会福祉協議会に指定するものであります。各施設の利用者と職員配置については、施設の利用者数に応じ職員配置をしており、職員負担等に問題はないとの答弁でありました。

議第32号について、改正理由としては、政策の実現に向けて、副市長は市長の任期中、教育長は任期中の給与を減額し、必要な財源を確保するため、当該条例の一部を改正するものであります。

一部を述べます。

副市長の給与の特例については、平成28年5月1日から平成29年3月31日までの間は基本月額5%を減額、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は基本月額の15%を減額、平成31年4月1日から平成32年4月17日までの間は10%を減額するものです。

教育長の給与の特例については、平成28年5月14日から平成29年3月31日までの間は基本月額5%を減額、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は基本月額の10%を減額、平成

31年4月1日から平成31年5月13日までの間は基本月額の5%を減額するものであります。

なお、委員会の中で意見がありましたので、一部述べさせていただきます。

給与の減額をされる前にそれぞれの職務を全うしてほしい。副市長、教育長まで減額する必要はないのではないかというような意見がありました。それを踏まえ、副市長、教育長に減額に対する思いを述べていただきました。

副市長は、健康づくり、青少年育成等のため、給与の一部を財源に充てたいとの答弁でありました。また、教育長は、社会教育主事を配置し、青少年の健全育成、ふるさと教育を含め、学校、家庭等と連携した地域づくりを進めるため、給与の一部を財源に充てたいとの答弁でありました。それぞれの任期期間における減額の額は、総額で1,300万円強になるとの報告を受けました。

議第35号について、国民健康保険税の賦課方式の一部を変更するもので、保険税額を減額できた理由については、以前から減額したいとの思いもあり、今回国からの前期高齢者交付金の額が見込みより多くいただけます。また、特別調整交付金で税率のアップなどの要因により、収入が多かったこともあります。市民の負担軽減のために減額するとの答弁でありました。

以上で、当委員会に付託されました案件について、総務教育民生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 各務吉則君。

○産業経済常任委員長（各務吉則君）

委員長報告を行います。

3月13日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において委員全員、議長、市長、担当部出席の上、平成29年第1回下呂市議会定例会において、当委員会に付託されました議第17号から議第37号までの案件のうち9議案について審査を行いました。

なお、2番、3番、4番、7番、12番議員、報道の傍聴がありました。

議第17号 市道の路線認定について、議第18号 市道の路線認定について、議第19号 市道の路線認定については、建設部から説明を受け、委員から市道の路線認定の基準はどの質問に、市道認定規則第3条に、市道に認定できる道路は、その起点を供用開始されている道路法に規定する道路に接続し、道路の沿線または終点付近に住宅もしくは公共施設に連絡するもので、次のいずれかに該当するものと規定されています。それ以外に道路の規格も条件となります。

また、県から移譲を受けた道路は全て市道認定をし、管理していくのかとの質問に、市道として認定する場合、廃道とする場合等、その道路の状況によっていろいろな対応をしておりますという答弁でありました。

審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

議第20号 市道の路線変更について、議第21号 市道の路線変更について説明を受け、審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定については、観光商工部

から説明を受け、委員から指定管理期間が1年となっている理由はとの問いに、美輝の里や道の駅、フィッシングセンター水辺の館の3つの施設を一体的に管理し、効率的、継続的な経営方針を検討し、できればゼロ円での指定管理も視野に入れて考えているため、指定管理期間を1年としておりますという答弁でありました。また、施設の利用状況、経営状況について、資料を示すよう意見がありました。

審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定については、農林部から説明を受け、施設の利用状況、経営状況、委託料について示すよう意見がありました。

審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定については、農林部から説明を受け、委員から、昨年料金の見直しをされましたが、どうだったかとの質問に、料金の見直しについては、スムーズに新料金体系に移行でき、苦情など聞いてないとの答弁でありました。

審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

訂正をいたします。

金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定については、金山振興事務所長から説明を受けましたので、よろしく願いいたします。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例については、観光商工部から説明を受け、審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

以上、報告といたします。

◎議第17号から議第39号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本23件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありますか。

[挙手する者なし]

次に、本23件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありますか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第17号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第17号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第19号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第19号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第20号 市道の路線変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第20号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 市道の路線変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第21号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 下呂市有線テレビ施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第22号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第24号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、委員長の報告

は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市元気ではつらつ増進施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第27号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市ゆったり館の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 相互救済事業の委託について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第30号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第31号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第34号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第37号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第38号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第39号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第3号について

○議長（中野憲太郎君）

日程第26、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第27、議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算、日程第28、議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第29、議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第31、議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第32、議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第33、議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第34、議第47

号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第35、議第48号
平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第36、議第49号 平成29年度下呂市学校給食費
特別会計予算、日程第37、議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算、日程第38、議第51号
平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第39、議第52号 平成29年度下呂市立金
山病院事業会計予算、以上13件を一括議題とします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 伊藤巖悟君。

○予算特別委員長（伊藤巖悟君）

予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成29年3月14日から17日までの4日間、下呂庁舎第1会議室におきまして委員会を開催をいたしました。委員全員、議長並びに市長を初め、担当部局の出席を得て、当委員会に付託をされました議第40号から議第52号までの平成29年度当初予算、一般会計、9特別会計、3企業会計の合計13議案について審査を行いました。

審査の結果を申し上げます。

議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算、議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算、議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算、議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算、議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算については、全会一致をもちまして可決すべきものと決しました。

以上、報告とさせていただきます。

◎議第40号から議第52号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本13件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

一般会計、特別会計の反対討論を行います。

平成29年度の一般会計予算及び4特別会計予算について、私は市民にとってよりよい市政にしていく立場で反対討論を行います。

議第40号、一般会計の予算総額は231億8,000万円です。前年度当初比でプラス13億6,000万円、率で6.2%増の予算となっています。ここの中には新クリーンセンターの建設や庁舎、振興事務所などの耐震補強整備、学校給食センター整備などの重要な工事も開始されます。

今回のこうした大型事業は、合併当初から決められていた事業など、やらなくてはならない市民生活にとっても必要な事業であることは言うまでもありません。また、市民の健康診査の拡充など、健康を守る取り組みや、市内全ての保育園へのエアコン整備、学童保育の増設など、子育て支援、また中小業者の経営支援の拡充、農地を守り新規就農者をふやす取り組み、移住・定住を推進させるための事業の継続、学校の非構造部材耐震化工事など、研究、工夫をされた予算が組まれています。厳しさが強調される予算の中であっても、市民の要求に応じて、まちの将来を考えた施策など、それぞれの分野で工夫されています。こういった職員の皆さんの努力に敬意を払うものです。

市長、このように職員の皆さんが市民の暮らしと経営を守ろうとし、下呂市の将来を考えた工夫をして頑張っておられるんです。財政が厳しいを強調して事業の抑制を図る行政改革を進めるのではなく、使い道の決まっていない財政調整基金の一部を活用して、職員にさらなる創意工夫をしてもらうことのほうが大事ではないでしょうか。積み立てている基金も、地方交付税も、当然市税も、市民が納めた税金です。暮らしや社会保障、教育などを支えていくために使うことが税金の役割です。職員の頑張りや市長の選挙公約具体化が一体になって、市民に理解され、願いや期待に応えることになり、同時にそれが行政と市民の信頼をつくり上げる道筋になるのではないのでしょうか。

市長が昨年の市長選で公約された事業は、市を元気にしてほしい、若者が残ってくれるまちにしてほしいという市民の強い願いです。子育て支援の充実は差し迫った重要な事項と言えます。

一方、新年度予算において、行政組織機能も含めて一体的に改革するとした行政組織再編や公の施設の見直しを進めるとしています。経済効率主義で集約化を進めることは、国の地方創生の考え方の具体化が現実的に進められることです。地方に人口減少の原因とその対策を押しつけ、自治体同士で競わせるようなトップランナー方式での地方創生は、地方切り捨てにつながります。

今、大都市部での長時間過密労働、住宅難、子育ての難しさなどから解放を求め、働きがいや生きがいを求めて地方移住を望む人がふえていると言われています。選ばれる地方とは、働く場

があり、暮らしていける所得が得られ、保育や教育などの子育て、高齢者の福祉などの公共サービスが受けられる環境があるかどうか指標となっているんです。

下呂市は今、地方創生ではなく、地方再生に向かうときなのではないでしょうか。国の進める効率化、集約化の地方創生の道筋ではなく、市民生活を守る防波堤としての役割を果たす地方再生の道を歩むべきです。

以上、職員の皆さんの努力は認めるものですが、行政組織再編や公の施設の見直しなどの改革と市長の政治姿勢の2点を指摘し、一般会計に対する反対討論とします。

次に、議第42号の後期高齢者医療特別会計では、高齢者を年齢で差別する医療制度そのものに反対の立場から賛成することはできません。特に新年度からは、これまで5割軽減の方の保険料が2割軽減となり、1,000人を超える方が月平均で1,130円の値上げとなり、年間にしますと1万3,500円もの値上げとなります。ただでさえ少ない年金で暮らす高齢者にとって、追い打ちをかけるような保険料値上げには反対です。

議第44号の介護事業勘定特別会計では、介護報酬の大幅引き下げで、運営が大変厳しくなってきた特養施設への対応は評価します。一方、居宅介護では要支援を介護保険から切り離し、市が実施することとされました。関係部局の必死の努力にもかかわらず、人手不足や受け皿となる体制が整わないなどで、必要とされる介護サービスが追いつかず、保険料を取られて支援なしという現状です。賛成するわけにはいきません。

議第46号、下水道特別会計では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託のあり方の見直しが必要との立場から賛成できません。

議第49号、学校給食費特別会計では、市長が掲げられた公約、子育て世代の負担軽減のための学校給食費の軽減は具体化されず、その実現をいつまでに、どのようにして、どこまで負担軽減するのかの計画も示されていません。下呂市において急激に進む少子化、また子育て支援は、下呂市にとって最も重要な政策のはずです。公約を実現するんだという本気とやる気が全く感じられない予算では、反対するしかありません。

最後に、下呂市だけでなく地方の自治体は、高齢化や人口減少、なりわいや地元産業の停滞、災害対策など切実な課題が山積みしており、国に対してこうした中山間地域の条件不利地域に対応した安定的な財政措置が必要だと、地方からも強く要望していくよう申し上げ、反対討論いたします。

○議長（中野憲太郎君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

8番 中島博隆君。

○8番（中島博隆君）

8番 中島です。

本年度の予算について、賛成の立場から議論に参加させていただきます。

簡単に、一般会計予算では、平成29年度の予算は、先ほども言われたように231億8,000万円、昨年より13億6,000万円増で計上されております。地方交付税が減らされる中、各庁舎の耐震整備、またクリーンセンター整備等、大型事業が大幅な予算増になっております。31年度に向け財政が厳しくなる中、公の施設の見直し等、職員の皆さんには大変な心労もあるかと思えます。

また、市長が昨年選挙で当選されたのは、市長としての技量、人格だけでなく、市民の期待はマニフェスト、公約にも一端はあったと思えます。今回は大幅な予算増の中で、継続的な市民に安全で暮らしやすいまちづくりの整備や、従来行われている市単独での子育て世代、また高齢者世代にも予算が組まれております。昨年の子育て世代を助ける優しいプレミアム商品券事業も継続することになっております。

昨年、議会として市長に対する問責決議の中で、市長、議会、各団体と連携協力して市政を運営するという項目もあります。大幅な予算増の中で公約どおりにはいかないまでも、元同じ議員の仲間として、今回の予算委員会の前でも中でも、議会との対話をもっと欲しかったなと思っております。

市政はいつも車の両輪と言われております。一定の距離は置いても、市政運営、公約に対しては市民も議会としても期待はしております。市長、自分の思いをもっと前に出して議会とぶつかり、その中で下呂の将来のために、ぜひ服部カラーを築いていってほしいと願いながら、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中野憲太郎君）

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

5番 今井です。

議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算に賛成する立場で討論させていただきます。

来年度予算は、大型事業があり、下呂市始まって以来の大型予算が組まれました。特に人口減少問題の解決策として期待される移住・定住政策、NPO法人ふるさと回帰支援センターの発表によりますと、8年前の2008年には移住者は50代、60代の方が63%を占め、第2の人生としての移住を考えられていました。2016年の調査では、50歳未満の方が68.4%を占め、特に30代が28%と、移住希望者が働く世代に変わっています。そんな中、来年度は若者の定住策として、名古屋で行われます就職ガイダンスに10社分の負担金を補助するなど、新たな事業が盛り込まれましたことには大いに賛成することであります。

さらには、来年度は地域再生計画事業で下呂市の市有地の有効活用や、観光戦略としてのDMOへの取り組みなど、多くの予算が計上されています。

施政方針にもありますように、地域間の融和と伝統あるまちづくりを目指して、市長は常々、下呂市は一つ、対話を大切にとみずから言われております。来年度事業を執行するに当たり、市長のリーダーシップに期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

13番 中島です。

市長にいろいろ申し上げながら賛成討論とします。

本定例会に提出されました新年度予算一般会計は、前年度当初比6.3%増の231億8,000万円で、総額382億7,825万円であります。

一般会計は3年連続の大幅増で、当初予算としては下呂市発足以来最高額となりました。一般会計歳入は、市税1.3%増の45億5,164万円、地方交付税は3%減の78億4,000万円、市債は合併特例債などの増額により33億4,280万円、63.1%増であります。歳出では、民生費は1.1%減ながら50億1,502万円、新クリーンセンター建設費20億4,512万円を含む衛生費は59.3%増の39億6,782万円、庁舎・振興事務所の耐震補強工事費などの総務費は14.9%増の35億2,670万円、土木費は13.2%減の24億7,883万円で、旧ホテル下呂館跡地に（仮称）観光交流センター、イベント広場を整備する測量設計などに1億290万円が主な内容です。大変御苦労さまでございました。

予算編成に当たっては、義務的経費や経常的経費を積み上げ、新規拡充など政策的事業を加えた歳出総額に対し、歳入を試算し、財源不足を基金の繰り入れや市債で賄うというぎりぎりのやりくりの中で、市長の公約の事業化までは至らなかったと判断をしております。

昨年暮れから取り組まれた各部、財政課の予算編成に、我々議会のはかり知れない御苦労があったと思います。また、本格的な議論の場である予算委員会では真摯に御答弁をいただき、あわせて心より感謝を申し上げます。

さて、予算委員会では、多くの議員から服部市政を問う質問がありました。私も会計ごとに質問をさせていただきましたが、市長の本格的予算にもかかわらず、市長には机上のような答弁に終始し、熱い思い、決意が伝わってこなかったことは事実であります。もう一度下呂市のトップであることの重み、リーダーシップの自覚を再認識していただきたいと思っております。

今回の市長の公約が論点になりました。学校給食費軽減についても予算化はされませんでした。市長にはもう一度、受益者負担平等の原則、子育て支援の費用対効果、保護者の声、財源の確保など現実をしっかりと見ていただいて、再度検討してください。

また、観光振興130万誘致の公約もありました。計画の具体性に欠けます。下呂温泉の目標値

は、他の地域の目標値は、国内観光客インバウンドの目標値は、閑散期の対策は。P D C A、PとDのところが見えておりません。夢を語るのではなく、目標を語っていただきたい。

また、新クリーンセンターについても、下呂市発注の事業にもかかわらず、地元への経済効果がどうなるのか説明されておられません。また、南部学校給食センターでの入札で、不落があったと聞いております。

今後、下呂市にとって何が利益になり、メリットになるかを第一に考えていただき、日ごろから官民一体、各業界との連携、ヒアリングを通じて問題を共有し、跡地利用の運営母体や委託先、指定管理など、一緒になって展望を描いてほしいと思います。

また、新年度より組織編成も大きく変わり新たなスタートとなります。今まで以上に効率的な仕事をできることを願うばかりであります。

行政運営については、総合計画をもとに財源の確保、新たな財源の拡充も急務であります。次回の30年の予算編成に当たっては、次の点を留意してください。まずは今度の9月議会の28年度の決算の実質収支や、監査委員の意見書を十分考慮していただきたい。特に財政の健全化については、財政シミュレーションをあわせて考慮をしていただきたいと思います。また、議会の提言等はもちろんであります。市民との懇談会、子供たちとの意見交換も大変重要だと思います。下呂市全体の経済団体とのヒアリングも実施をしていただき、将来にわたる課題・問題点を共有していただきたい。また、トップセールスについては、全て一人でこなすのではなく、副市長、教育長、部長にできるだけ代行していただき、県・国へのセールス、近隣自治体との連携に傾注していただきたいと思います。

まだまだ申し上げたいことはありますが、市長には言葉、表現は悪いかもしれませんが、改めて泥臭い行政運営を期待するとともに、新年度が災害もなく、下呂市によりよい年になりますことを願って討論いたします。ありがとうございました。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第40号 平成29年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第40号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第41号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第42号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第43号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第44号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第45号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第46号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第47号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第48号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第49号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 平成29年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第50号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第51号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第52号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第53号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第40、議第53号 財産の取得についてを議題といたします。

議第53号の提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議第53号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 財産の種類、土地。2. 所在、地目、面積及び取得の相手方、別紙のとおりでございます。
3. 取得金額3,459万5,880円。平成29年3月22日提出。

提案理由でございます。（仮称）下呂市中央学校給食センターの建設用地として、上記のとおり財産を取得したいので、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得は、予定価格2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上）」に該当するためでございます。

次の2ページをごらんください。

取得する財産の明細でございます。土地の所在、下呂市萩原町跡津字巾下1377番1、現況地目、畑、実測面積661.82平方メートル、以下8筆でございます。実測面積の合計は5,765.98平方メートルでございます。所有者は記載のとおりでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中野憲太郎君）

それでは、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第53号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第53号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第53号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第53号については原案のとおり可決されました。

◎議第54号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第41、議第54号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（桂川国男君）

それでは、議第54号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度下呂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ88万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも231億335万5,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加と変更は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。平成29年3月22日提出。

それでは、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは歳入予算でございますが、14款国庫支出金88万3,000円の増額でございます。

続きまして、3ページに参りまして、歳出補正でございます。

3款民生費250万円の増額、11款災害復旧費648万円の増額、14款予備費809万7,000円の減額でございます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加では、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民事務諸経費臨時におきまして、マイナンバーカードの発行が全国的に発行見込み数に達していないため、国が事業費を繰り越して普及を図ることによるもので269万円。

3款民生費、1項社会福祉費では、国の補正予算第2号による経済対策事業である経済対策臨時福祉給付金給付費と、これに係る給付事務費において、受け付け期間が6月22日までとなることから、6,342万円と230万2,000円をそれぞれ繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、現年市単災害復旧費648万円につきましては、2月23日の豪雨によります上原地区の市道和川12号線のり面崩壊に伴いまして、早急に復旧をするため補正をお願いするものでございますが、年度内完成には十分な施工期間が確保できないことから、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

変更では、2款総務費、1項総務管理費、庁舎・振興事務所整備事業におきまして、下呂市民会館改修工事の中で、ロビーの拡張、図書館改修に利便性向上に係る調整に不足の日数を要したことにより、年度内完成ができないため繰り越し事業とするもので、既に繰り越し事業としております1,577万9,000円を4,716万2,000円に変更するものでございます。

それでは、主な補正内容につきまして事項別明細書で御説明をいたしますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、生活保護費負担金で88万3,000円を追加補正するものでございます。

7ページは歳出でございます。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、250万円の増額は医療費の増加などに係る生活扶助等の扶助費でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、工事請負費施設整備工事648万円の増額は、2月23日豪雨によります上原地区の市道和川12号線のり面崩壊を早急に復旧するための現年市単災害復旧事業でございます。

14款予備費は、歳入歳出の調整で809万7,000円を減額するものでございます。

以上で、平成28年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議よろしく

お願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第54号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第54号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第54号 平成28年度下呂市一般会計補正予算（第11号）について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第54号については原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号について（議案説明・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第42、委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

委員会提出議案第1号について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤厳悟君。

○議会運営委員長（伊藤厳悟君）

提出議案の趣旨説明をさせていただきます。

今回提案いたします下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。
議案書の1項をごらんください。

委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例を下呂市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出をいたします。平成29年3月22日提出、下呂市議会議会運営委員会委員長 伊藤厳悟。

提案理由、行政組織の変更に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、4項の条例要綱で説明をいたします。

4項をごらんください。

1. 改正理由、市の行政組織の変更に伴い、部の統合及び名称の変更が生じることから当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)総務教育民生常任委員会の所管のうち、「経営管理部」を「市長公室」に改め、「市民部」を削り、「福祉部」と「健康医療部」を「健康福祉部」とします。また、産業経済常任委員会の所管のうち、「上下水道部」を「生活部」に改めます。第2条関係です。

(2)この条例は、平成29年4月1日から施行します。附則関係です。

以上、提案をいたします。

○議長（中野憲太郎君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎閉会中の委員会継続調査申し出について

○議長（中野憲太郎君）

日程第43、閉会中の委員会継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〔「議長、動議」と呼ぶ声あり〕

11番 吾郷孝枝さん。

〔動議提出〕

ただいま11番 吾郷孝枝議員から、服部市長に対する特別決議に対する動議が提出されました。
この動議に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

この動議は、2名の賛成者がありますので、成立しました。

休憩いたします。

この休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1会議室にお集まりください。
再開は館内放送にてお知らせします。

午前11時19分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（中野憲太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤厳悟君。

○議会運営委員長（伊藤厳悟君）

ただいま休憩中に議会運営委員会を開催をいたしました。

先ほど11番 吾郷議員から提出されました服部市長に対する特別決議につきましては、全ての条件を満たしておりますので、直ちに日程に追加をいたしまして、議題とすることを決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中野憲太郎君）

ただいまの委員長報告のとおり、動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

これより提出者の趣旨説明を求めます。

11番 吾郷孝枝さん。

なお、服部市長に対する特別決議文をただいまから配付いたします。

[資料配付]

○11番（吾郷孝枝君）

服部市長に対する特別決議。

上記の議案を別紙のとおり下呂市議会規則第14条第1項の規定により提出します。

下呂市議会議長 中野憲太郎様。提出者、下呂市議会議員 吾郷孝枝、賛成者、議員 中島新吾、賛成者、議員 宮川茂治。

提案理由です。下呂市議会は、改めて服部市長に対し、問責決議の内容を確認し、誠実な取り

組みを求めるものです。

特別決議の内容を説明します。

服部市長に対する特別決議。

昨年6月定例会にて、下呂市議会は問責決議を可決しました。その主な内容は、次の3点であります。

1. 市長としての自覚を堅持し、慎重で思慮深い行動をすること。
2. 市民、議会、市職員、市民組織、業界団体等と連携協力して市政を運営すること。
3. 公約した施策について、誠実に実現への努力をし、市民との約束を守ること。

以上、3つのこの問責決議に対し、市長は「問責決議を重く受けとめ、襟を正してみずからの選挙公約の実現に取り組む」と、この本会議場において、市民と議会にみずからの言葉で約束をされました。

来年度予算はクリーンセンター建設などハード整備事業が行われるために大型予算が組み込まれました。

私たちは、服部市長としての初の本格予算が組まれる来年度予算は、公約実現に向けての予算としての期待を持って議会に挑みました。

期待に応える事業と予算が示されませんでした。公約実現には、市民の大きな願いと期待が込められています。

そこで下呂市議会は、改めて服部市長に対し、問責決議の内容を確認し、誠実な取り組みを求めます。

以上、決議します。

平成29年3月22日、下呂市議会。

以上です。

○議長（中野憲太郎君）

お諮りします。

ただいま趣旨説明のありました追加日程第1、発第1号 服部市長に対する特別決議については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

ただいまの発第1号 服部市長に対する特別決議について、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発第1号の原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

出されました決議への賛成討論をします。

下呂市議会は、昨年6月24日に服部市長に対する問責決議を決議しました。この決議は、市長の就任後2カ月間の行いに猛省を求め、責任を問うとともに、決議文にもありますように3項目の内容を求めたものです。市長は、この決議をこの場で重く受けとめると、そして選挙公約の実現に取り組んでまいりたいと述べられています。ところが、今回の新年度予算にその選挙公約の具体化は乏しく、市民の声を大切にするというものになっていないと指摘せざるを得ません。

市長、市民への公約とは何であったのですか。市長に投票された市民の皆さんは、この公約を信じ期待されたんです。市を元気にしてほしい、若者が残ってくれるまちにほしいと、この願い、本当に強い願いです。市長がこういう具体的公約を掲げられたのは、人口減少を少しでもとめたい、それが大きな目的ではないのでしょうか。若者に元気になってもらう、下呂市に残ってくれる、市外からは移住・定住してくれる、そういうまちにしていきたい、その実現を図っていくために本当に必要だと考えたからではないのですか。それなら優先的に財源を充てていく、それが市民に夢を語っていく、そういうことになるんです。

市長は、今回の3月議会でも発言の中で、閉塞感が先行するような情勢では、市民の皆さんに夢も希望も持っていただけないと考えている。希望の持てる、幸福感の持てるまちづくりに努めていきたい、こう述べられています。そして、財源の問題を繰り返されています。でも、市長には予算執行をする権利があるんです。でも、議員から公約実現、この具体化に向けた計画を示すように問われても、なぜその計画を示せないのですか。市長は選挙公約ではっきりと地域の声を大切にすると述べられています。

また、問責決議は議会が今後の市長の市政運営を監視すると決議しています。その立場から、そして議会のその責任をしっかりと議会として受けとめ、市長も問責決議の中身を重く受けとめて、公約の実現に向けた取り組みを誠実に努めることを強く強く求める立場から、そして具体化に向けた計画をすぐに示すように強く求めて、決議に賛成討論といたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

なお、この採決は起立により行います。

発第1号 服部市長に対する特別決議について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、服部市長に対する特別決議については否決されました。

以上で発第1号の採決を終了いたします。

ここで、本定例会の閉会に当たり、市長より発言の申し出がございますので許可いたします。
市長。

○市長（服部秀洋君）

平成29年第1回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この3月定例会は、新年度の下呂市の方向性を決める予算と大切な議会でございます。そんな中、議員の皆様には提出をさせていただきました全議案を可決、御承認をいただきまして、まことありがとうございます。

皆様からの御発言にありましたように、今回新年度の予算は、合併以来、過去最大の予算規模となりました。大型事業が幾つも進む中、これはいたし方ないことですが、そんな中で、私が今回公約として掲げてまいりました事業が見えない、不明確である、そのような御意見をたくさんいただきました。

確かに、掲げた全ての政策が一朝一夕に実現できるものとは私自身も思っておりません。しかしながら、なかなか大きい花火は上げられませんでした。着実に一步一步政策の実現に向けて邁進していきたいと思っております。

また、議会の皆様に対し、提案する事業がしっかり説明ができていない、このような御意見もいただきました。この件につきましてはしっかりと反省をいたしまして、今後皆様に大事な案件は御相談をしながら進めてまいりたい、そのように思っております。

昨日、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会が開催をされました。10回にわたる委員の皆様への市に対する熱心な御発言、その中で、地域医療であり、福祉であり、空き家対策、抜本的な人手不足の解消、協議に関する事など、いろいろな面での御意見を賜りました。やはり今進めております第2次総合計画の3本の柱でございます人口減少対策、行財政改革、そして地域づくり、これを進めていかなければ、私の公約も進んでいかないのではないかと深く考えたところでございます。

そして、職員が地域にしっかりと溶け込む、地域の声を聞く、それがすなわち市民との協働につながっていく、このことを新年度全職員に浸透するよう申し上げてまいりたいと思っておりますし、先般、地域福祉計画策定委員会の皆様からも、職員も市民も一丸となって協力をしていかなければ地域福祉は守れない、そのような御提言もいただきました。今後、第2次総合計画を進めていくに当たり、しっかりと皆様の御意見を伺いながら、そしてひいては4つの市民憲章の実現に向けて、今後も邁進していく所存でございます。

また、平成28年度をもって29名の職員の皆さんが退職をされます。この議場におられる中川馬瀬振興事務所長、成美会計管理者、このお二人は42年間の長きにわたりお勤めをいただきました。また、大前消防長には38年、松村福祉部長には25年、いずれの部長さんも強い責任感を持って奉職をいただきました。長年にわたり御労苦をいただき、まことにありがとうございました。今後はお一人の市民として、私ども行政に対し市民目線で御指導等いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、今後とも市民第一に考えた政策、またマニフェストの実現に向けて進めること、そして健康的、幸福感のある下呂市づくりに邁進していくことをお約束申し上げ、最終日に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中野憲太郎君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

平成29年第1回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時07分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月22日

議 長 中 野 憲 太 郎

署名議員 7番 宮 川 茂 治

署名議員 8番 中 島 博 隆